

幌加内町まちづくりふるさと応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、幌加内町のまちづくりに賛同する個人、法人、その他団体からの寄附金を財源として、その意向を反映した事業を推進することによって、多様な人々の参加による活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(事業の種類)

第2条 前条に規定する寄附金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 子育て支援及び子どもの教育振興に関する事業
- (2) そばの振興に関する事業
- (3) イトウの保護に関する事業
- (4) 朱鞠内湖周辺の観光振興に関する事業
- (5) その他、町長が町の振興に必要と認める事業

(寄附金の指定等)

第3条 第1条の目的のため町に対して寄附を行う者（以下「寄附者」という。）は、前条各号に規定する事業のうちから、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができるものとする。

2 寄附金のうち前項の指定のないものについては、町長が事業を指定するものとする。

(寄附金の管理)

第4条 町長は、寄附者から収受した寄附金について、寄附者の意向が反映されるよう、幌加内町まちづくりふるさと応援基金条例（平成28年条例第24号。以下「基金」という。）の規定に基づき、適正に管理しなければならない。

(運用状況の公表)

第5条 町長は、毎年度寄附金の積立て及び基金の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。